二　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）で、その後三年以上特定飼料等の検査の実務に従事した経験を有するものであること。

三　（略）

2　（略）

（飼料製造管理者の資格）

第三十二条　法第二十五条第一項の農林水産省令で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　（略）

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了したことを含む。）。

三　（略）

（検査員の条件及び数）

第五十条　法第二十九条第三項において準用する法第九条第四号（法第二十九条第三項において準用する法第十一条第二項及び法第二十九条第三項において準用する法第十三条第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十条第三項において準用する法第九条第四号（法第三十条第三項において準用する法第十一条第二項及び法第三十条第三項において準用する法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

二　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上特定飼料等の検査の実務に従事した経験を有するものであること。

三　（略）

2　（略）

（飼料製造管理者の資格）

第三十二条　法第二十五条第一項の農林水産省令で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　（略）

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと。

三　（略）

（検査員の条件及び数）

第五十条　法第二十九条第三項において準用する法第九条第四号（法第二十九条第三項において準用する法第十一条第二項及び法第二十九条第三項において準用する法第十三条第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十条第三項において準用する法第九条第四号（法第三十条第三項において準用する法第十一条第二項及び法第三十条第三項において準用する法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するものであること。

二・三　（略）

2　（略）

（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部改正）

第五条　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成十六年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（立入検査等を行わせる職員の条件） **第一条**　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項に規定する農林水産大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　（略） 二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において農学、化学、工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上、前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに規定する業務に従事した経験を有する者 三　（略）	（立入検査等を行わせる職員の条件） **第一条**　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項に規定する農林水産大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 一　（略） 二　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において農学、化学、工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上、前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに規定する業務に従事した経験を有する者 三　（略）

（農業改良助長法施行規則の一部改正）

第六条　農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。